

虐待防止に関する指針

医療法人社団真心会

1 総則（目的・基本的考え方）

当法人は、高齢者虐待防止法（平成 18 年法律第 124 号）、障害者虐待防止法（平成 23 年法律第 79 号）、障害者総合支援法（平成 24 年法律第 123 号）および児童福祉法その他関係法令に基づき、利用者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、この指針を策定する。全ての職員は、本指針に従って業務を行い、利用者の尊厳と人権を守ることを最優先とする。

2 対象者の定義

高齢者とは、高齢者虐待防止法第 2 条に定める、65 歳以上の者および要介護・要支援認定を受けた者をいう。

障害者・障害児とは、障害者総合支援法第 4 条に定める身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、その他心身の機能障害を有する者、および障害児をいう。

虐待の類型

- （1）身体的虐待
- （2）性的虐待
- （3）心理的虐待
- （4）介護・世話の放棄・放置（ネグレクト）
- （5）経済的虐待

※障害者については、養護者による虐待、従事者による虐待、使用者による虐待を含む。

3 職員の通報義務

職員は、利用者が虐待を受けている、またはそのおそれがあると知った場合、速やかに市町村（または都道府県）に通報する義務を負う。

緊急性が高い場合や生命・身体に危険が及ぶ場合は、警察等の関係機関に直接通報することができる。法人としての報告体制とは別に、職員個人による直接通報も妨げない。

4 虐待防止委員会

- （1）設置目的

虐待の防止、早期発見、発生時の迅速対応及び再発防止策の検討を行う。

- （2）構成

委員は、理事長、理事、事務長、院長、看護部長とする。委員長は、事務長が務める。

必要に応じて委員を追加指名する。

- （3）開催

3 ヶ月に 1 回以上定期開催し、必要に応じ随時開催する。

（４）役割

虐待防止に関する指針やマニュアルの整備

虐待発生・疑い事案の記録・集計・分析

再発防止策の検討と効果検証

労働環境・条件の確認と改善提案

５ 虐待発見時の対応

虐待またはその疑いを発見した場合は、速やかに虐待防止担当者（事務長）へ報告する。

担当者は、事実確認を行い、必要に応じて虐待防止委員会を開催し、市町村等へ通報する。

緊急時は、関係機関（市町村、警察、医療機関等）と連携し、利用者の安全確保を最優先する。

発生原因を分析し、再発防止策を策定・実施し、その効果を検証・記録する。

６ 通報・報告体制

通常時

発見者 → 虐待防止担当者 → 虐待防止委員会 → 市町村等通報

緊急時

発見者 → 市町村・警察等へ直通報告（並行して担当者へ報告）

７ 職員研修

年１回以上の定期研修を実施する。

新任職員には採用時研修を行う。

研修には虐待事例検討、通報手順演習、観察ポイントの共有等を含める。

実施記録（資料・出席者名簿）を作成・保管する。

８ 成年後見制度等の利用支援

利用者及びその家族に対して、権利擁護事業や成年後見制度の情報を提供し、必要に応じて社会福祉協議会、市町村等の窓口を案内する。

９ 指針の周知

本指針は、職員、利用者及び家族がいつでも閲覧できるよう事業所内に備え付け、法人ホームページにも掲載する。

１０ その他

法人内研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附則

本指針は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。